事　務　連　絡

令和３年３月１２日

関係高齢者福祉施設長　様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

高齢者福祉施設への感染者発生時支援事業の実施について

　平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

　高齢者福祉施設の入所者が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について、本県対処方針において、「入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する」こととしています。

　今般、当該支援の内容を下記のとおり定め、事前協議の受付を開始することとしますので、令和２年度中に発生した事案について支援を希望する施設におかれましては、要件等を御確認の上、期限までに担当あて御連絡いただきますようお願いします。

記

**１　対象施設**

　　介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

**２　支援要件**

　　次の全ての項目に該当すること

1. 令和２年４月１日以降に入所者が感染したこと
2. 入院調整の状況や感染した入所者の状態等を踏まえ、やむを得ず入所を継続し、施設において療養を行ったこと（※１）
3. 医療機関から医師や看護師の派遣を受ける等により適切な健康管理を行い、サービス継続支援事業等で賄えない経費が発生したこと（※２）
4. 入院調整の状況、感染した入所者の状態、健康管理職員の確保、適切なゾーニングの有無等を勘案して、県が必要と認めること

　　※１　入院調整のため単に待機期間が発生した場合を除く

　　※２　当該施設の職員や他の介護保険施設・事業所からの応援職員に係る割増賃金等は対象外（サービス継続支援事業等の対象）

**３　支援額**

　　患者１人あたり25万円（感染した入所者の健康管理に係る医師等の人件費等）

**４　事前協議の方法**

　　令和３年３月18日（木）までに担当あて御連絡ください。

高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当）　担当：久保

電話：078-341-7711（内線：2951）

|  |
| --- |
| 高齢政策課介護基盤整備班（高年施設担当）電話：078-341-7711（内線：2950、2951、2943）e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp |